

現状・今後の見通し/本計画で解決を図る都市づくりの課題

解決を図る課題①
若い世代の流出抑制

- 市内の高校卒業後の進路状況では、毎年度、約2,000人（卒業者の6～7割）が市外に進学・就職している状況にある
- 他市に比べ10歳代後半から20代前半にかけての転出が多く、また、大学等の卒業後に多くの人が戻ってきていない状況にある
 - 若い世代の流出が続くことにより、今後、急速に進む超高齢社会を支えていくことが困難になることや、優良な労働力・人材が流出し続けることによる市内経済の活力低下などが懸念される
- 平成27年（2015年）→平成52年（2040年）の人口構成を比較すると、平成52年では、より一層、若年層の減少・高齢者層の増加が予想される
 - 今後、人口構成に占める高齢化率が更に増加するため、税等に係る若い世代の負担割合が高くなり、これまで以上に高齢者を支えていくことが困難になると懸念される

解決を図る課題②
過度に車に頼らない日常生活の確保

- 5市4町5村合併の経緯から広域多核型の都市であり、また、自動車交通を前提とした住宅地等の造成により、公共交通が利用しにくい都市構造となっている
- 基幹的公共交通路線（片道30本/日以上路線）の徒歩圏人口カバー率は22.9%であり、本市と同規模の30万都市平均（40%）と比べて、大幅に低い水準にある
- 本市の日常生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率は14.9%であり、本市と同規模の30万都市平均（30%）と比較して低い水準にある（自家用車がないと生活サービスを楽しむことができない状況）
 - 自家用車に過度に依存する都市構造については、非効率な都市活動や普段から歩く機会が少ないことによる健康への影響など、様々な面において悪影響を与えていくことが懸念される。

解決を図る課題③
第二次、第三次産業の活性化

- GDPは、東日本大震災前により平成23年（2011年）に減少したが、その後は、復興需要の影響により鉱業、建設業などの第二次産業で大きな伸びを示しているほか、好調な第二次産業の影響により第三次産業も好調な状況にある。
- 一方で製造品出荷額等は、ピーク時の1兆円を割り込み、現在（2016年）は、9,144億円となっており、近年は緩やかな回復傾向にあるが、直近の平成28年では前年に比べ減少している
- 女性（25～39歳）の就業率については、県内平均や他市に比べて低い傾向にある
 - 復興需要の終息と生産年齢人口の減少により、市内GDP並びに市民所得が低下し、産業面での活力低下が懸念される
- 観光交流人口は、東日本大震災以前の約1,000万人/年に戻らず約800万人程度で推移している。宿泊客数についても同様に震災以前の水準に戻っていない状況にある
 - 今後、国全体の人口減少が進むことで、市内の観光交流人口も併せて減少し、サービス業を中心とした第三次産業の衰退等により、都市の魅力損失に繋がることが懸念される。

まちづくりの方針（ターゲット）

人口構造を改善する都市機能を誘導し、“選ばれる都市”へ

- ◆ 人口減少が避けられないなか、いわき市が将来にわたって都市運営が可能な都市として、都市間競争に勝ち・多くの**人から居住地として選択される必要がある**。
- ◆ そのため、人口構造の改善を図り、将来にわたりまちの活力を維持していくことを目的とし、若い世代を主なターゲットに設定している「いわき創生総合戦略」と連携し、本計画を**総合戦略の土地利用版**と捉え、**若い世代を重点的な投資対象**とし、本計画や関連する計画を用いて、市の施策や国の補助制度等を活用しながら、活発な**民間投資を誘発**していくことが重要である。
- ◆ **本市を支えていく若い世代を中心に**、中高年や高齢者にとっても暮らしやすい都市の実現が求められている。

「若い世代」を主なターゲットに設定

居住地として生涯生活してもらう“選ばれる都市”を目標に掲げ、人口構造の改善を図りつつ、都市の魅力向上に努め、多くの世代が豊かな暮らしを手に入れることができる都市の実現を目指す。

※ **ターゲット**は、誰を対象に（例えば高齢者なのか子育て世代なのか）、何を実現するか・変えるか（健康寿命を○年延ばす、子育て世代の人口を何%増やす）という、「**対象**」と「**目的**」のこと。出典：「立地適正化計画作成の手引（国交省都市局都市計画課 平成28年4月11日改訂）」

立地適正化計画により実現が図られること

コンパクトシティ＋ネットワークの構築により、効果的に解決を図る都市づくりの課題解決の流れ

解決を図る課題①～③

ターゲット

人口構造を改善する都市機能を誘導し、“選ばれる都市”へ

施策を展開

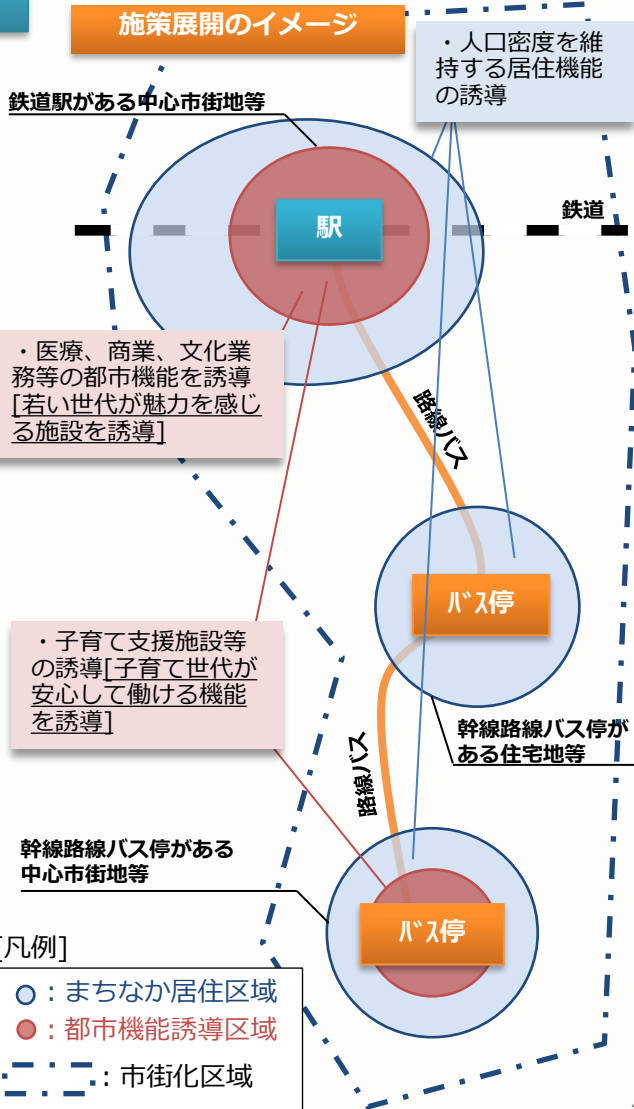
「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成により効果的に発現する施策を展開



実現効果

- 若い世代の転出者数が抑制されるとともに、UIターン者などの若い世代が増加
- 過度に自動車に頼らなくても日常生活や産業活動が展開しやすい圏域が増加

若い世代が働きやすい環境が整備され、市内産業を支える労働力が確保されるとともに、市内産業が活性化



誘導方針、誘導区域設定方針について

誘導方針

【誘導方針の基本的な考え方】

- 立地適正化計画において設定した課題の解決のため、都市機能誘導区域への国や市の支援措置等の活用により、誘導施設の誘導を推進する。
- また、まちなか居住区域においても同様に、支援措置等を活用しながら、居住の誘導を推進する。

■解決を図る課題① 若い世代の流出抑制

➢ 若い世代の転出者数を抑制し、UIターン者などの若い世代の人口増加を図る施策を展開する。

■解決を図る課題② 過度に車に頼らない日常生活の確保

➢ 過度に自家用車等に頼らなくても日常生活や産業活動が展開しやすい圏域の増加を図る施策を展開する。

■解決を図る課題③ 第二次、第三次産業の活性化

➢ 若い世代が働きやすい環境を整備し、市内産業を支える労働力の確保や観光産業等の活性化を図る施策を展開する。

誘導区域設定方針の考え方

- 誘導区域は、都市再生特別措置法、都市計画運用指針、立地適正化計画策定に係るQ&Aを参考に設定を検討。
- また、区域の設定にあたっては、都市づくりの課題解決に向けたまちづくりの方針（ターゲット）である「**人口構造を改善する都市機能を誘導し、“選ばれる都市へ”**」に基づき、**主に若い世代をターゲットとした都市機能誘導施設の誘導を図る**ことを踏まえるとともに、本市の特色である**広域多核型都市構造を最大限に活かした都市活動が行えるよう配慮**する。

【立地適正化計画における誘導区域の位置付け】

まちなか居住区域を設定
公共交通ネットワークも考慮し、居住を誘導し人口密度を維持するエリア

- ◆居住の緩やかなコントロール（届出制度）
- ・区域外における一定規模以上の住宅開発について、届出、市による働きかけ

都市機能誘導区域を設定
生活サービスを誘導するエリア（当該エリアに誘導する施設も設定）

- ◆都市機能の立地促進（国補助制度）
- ・誘導施設への税財政、金融上の支援
- ◆立地の穏やかなコントロール（届出制度）
- ・区域外における誘導したい機能の立地について、届出、市による働きかけ

誘導区域設定方針

都市機能誘導区域の区域設定の考え方

- 誘導区域間や区域内の公共交通ネットワークの充実を図る観点から、第二次都市計画マスタープランにおいて、「**主要な拠点**」と**位置付ける地区**に設定する。
- **商業地域、近隣商業地域並びに当該地域に隣接する用途地域**を基本とし、都市機能の集積状況を踏まえた区域に、過度な車依存とならないよう、**各地区の中心施設（駅、バス停、支所等）から一般的な徒歩圏である概ね半径800m圏内**に設定する。
- 平地区については、「**中心市街地活性化基本計画**」に基づきこれまでも拠点を形成してきたことから、当該計画区域を含める。
- 道路（未整備都市計画道路を含む）、鉄道、河川などの地形・地物、または、用途地域界で区分することを基本とする。

まちなか居住区域の区域設定の考え方

- 第二次都市計画マスタープランにおいて、「**主要な拠点**」並びに「**生活拠点**」と**位置付ける地区**で、「**主要な拠点**」並びに、これに連続し支所を有する地区（好間、錦）で、なおかつ、**公共交通機関を有する区域**
- 都市機能誘導区域（中心施設である駅又は支所）に**徒歩、自転車等で容易にアクセスすることのできる範囲**に下記要件、並びに**人口密度を勘案し**設定する。
 - 徒歩圏：0.6km（80m/分（一般的な徒歩速度）×10分※1＝800m÷√2≒600m）
 - 自転車圏：**1.4km**（200m/分（一般的な自転車速度）×10分（※1）＝2km÷√2≒1.4km）
 - バス：基幹的公共交通路線（ピーク時、**1時間に3本以上を有する**）となる**バス停から概ね300m**※2で設定
- **まちなか居住区域に連続した土地区画整理事業地を含む**
- 道路（未整備都市計画道路を含む）、鉄道、河川などの地形・地物、また、用途地域界で区分することを基本とする。

※1：市民意向調査（H29.9）の結果を踏まえ設定

※2：「都市構造の評価に関するハンドブック（H26.8）国交省都市局都市計画課」

【誘導区域から除外する区域】

- 土砂災害等により甚大な被害を受ける危険性が高い区域※3 ※4
- 工業系用途地域、地区計画により居住系用途の建築を制限する区域

なお、工業地域及び準工業地域については、住宅の立地状況や都市機能誘導区域へのアクセス等を勘案して設定する。

※3：災害危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波・河川洪水浸水想定区域（避難体制等を考慮する区域を除く）

※4：土砂災害警戒区域は、原則としてまちなか居住区域から除外するが、以下の条件をすべて満たす区域は、まちなか居住区域に含めることができるものとする。

(ア) 特に居住や都市機能の誘導を図るうえで必要な区域

(イ) 土砂災害警戒区域等への現地標識の設置などの警戒避難体制が整備され、かつ地すべり防止工事や急傾斜地崩壊防止工事などの災害防止のための措置が講じられた区域、または今後災害防止のための措置が見込まれる区域

(ウ) 計画的な市街地整備等の実施が見込まれる区域

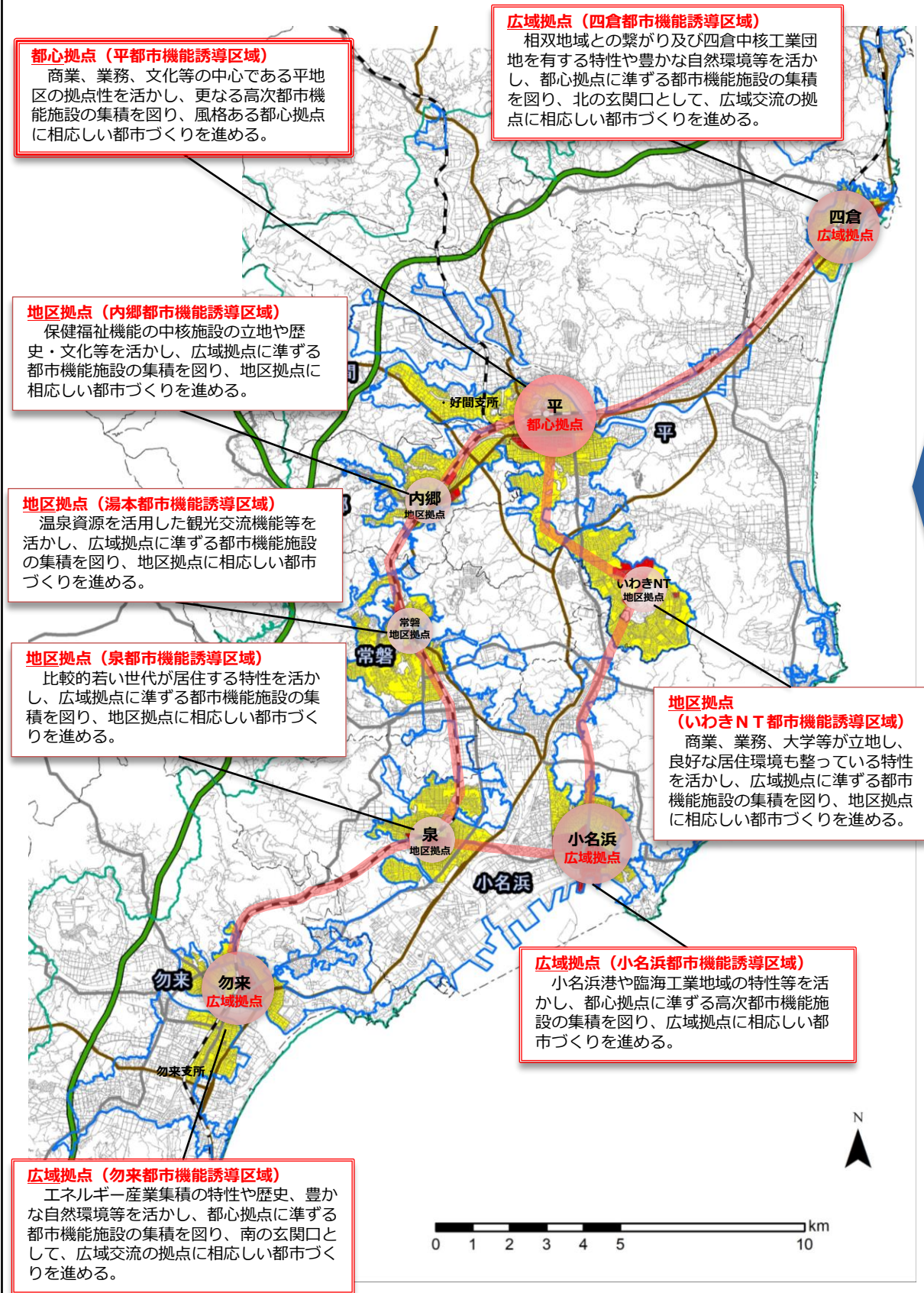
▶誘導区域は次ページ参照

都市の骨格構造、誘導区域設定方針に基づく誘導区域について

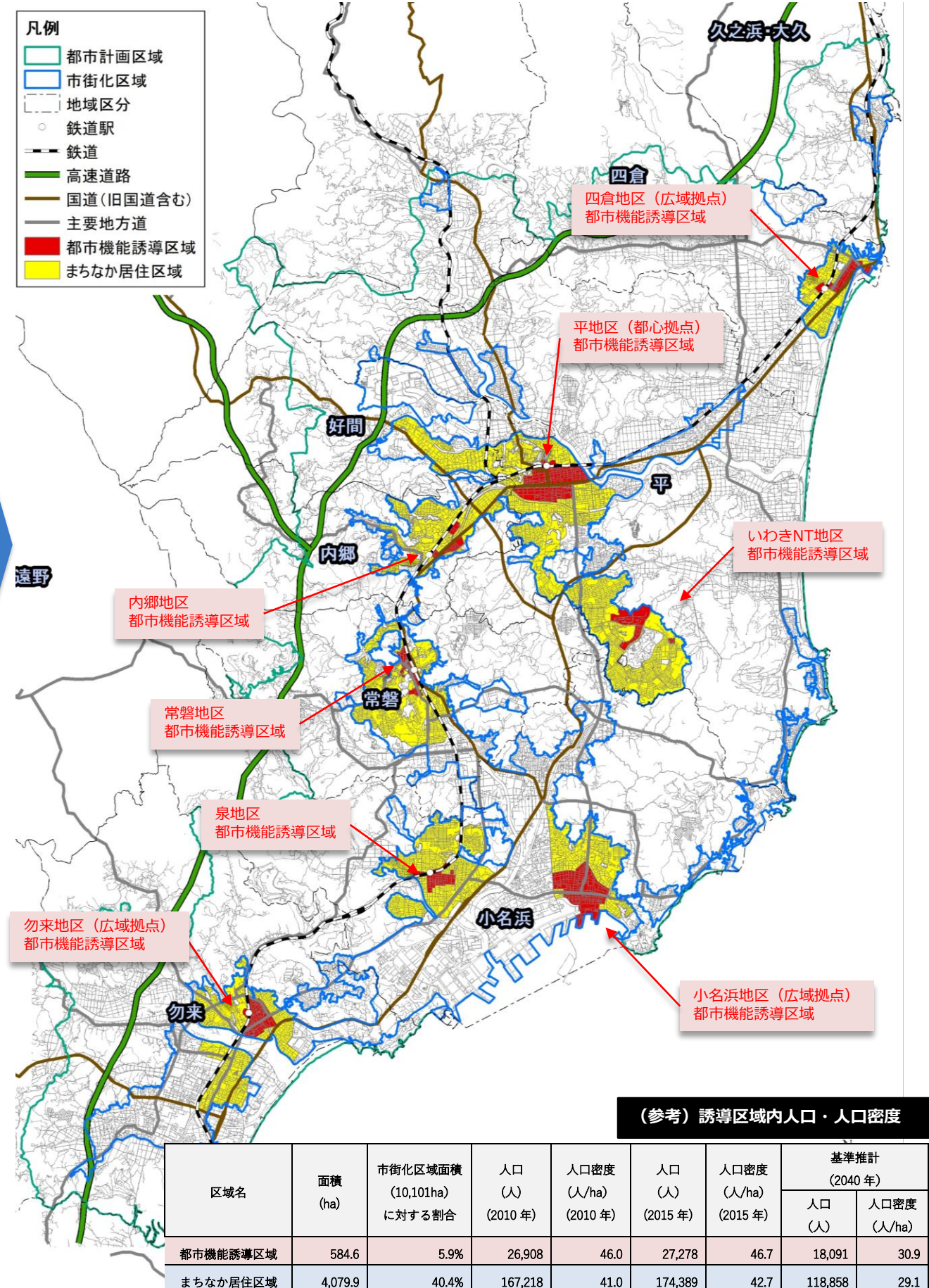
目指すべき都市の骨格構造

- 主要な拠点の拠点性を高めるとともに、拠点周辺に設定する居住誘導区域への誘導を図る。
- また、主要な拠点間は、利便性・速達性の高い公共交通によりネットワークを構築。

広域多核型都市構造を活かしたコンパクトネットワーク都市が実現！



設定方針に基づく誘導区域



防災指針、目標値について

防災指針

- 都市再生特別措置法第81条第 2 項第 5 号に基づき、**防災指針を策定**。
 - ▶ 流域治水アクションプランや国土強靱化地域計画と連携した**施策**や**評価指標**を設定。

取組方針	災害種別	取組内容	根拠計画	リスク 対策区分	実施主体	実施時期の目標		対象地区（まちなか居住区域）							
						短期 （5年）	中長期 （5～30年）	平	内郷	好間	小名浜	勿来	四倉	泉	常磐 いわき ニュータウン
ハード整備	洪水浸水	河川改修、河道掘削及び伐木等の実施	流治PJ・国強計	低減	県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
		河川の改良復旧工事の実施、堤防機能強化の実施	流治PJ・国強計	低減	県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
		ポンプ施設整備工事の実施	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		湯本川調節池の維持管理	流治PJ	低減	県・民間			○	○	○	○	○	○	○	○
		農業水利施設（排水機場、用排水路、ため池等）の改修工事の実施	流治PJ・国強計	回避	県			○	○	○	○	○	○	○	○
		防災重点農業用ため池の改修工事の実施	流治PJ	回避	県			○	○	○	○	○	○	○	○
		田んぼダムの取組み推進に向けた検討・支援	流治PJ	低減	県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
		危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの設置拡大	流治PJ	低減	県			○	○	○	○	○	○	○	○
	雨水出水（内水）浸水	雨水管渠等下水道施設の整備	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		雨水貯留施設等整備の検討	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		透水性舗装の施工	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		田んぼダムの取組み推進に向けた検討・支援【再掲】	流治PJ	低減	県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
	津波浸水	防潮水門の維持管理	国強計	低減	県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
	土砂災害	適正な森林整備の推進、治山事業の実施	流治PJ	回避	国・県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
		急傾斜地崩壊対策	国強計	低減	県			○	○	○	○	○	○	○	○
		砂防堰堤の整備	流治PJ	回避	県			○	○	○	○	○	○	○	○
ソフト施策	洪水浸水	雨水流出抑制施設や止水板の設置補助	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		ため池の洪水時における水位調節	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		夏井川水系（小玉川）治水協定に基づく事前放流	流治PJ	回避	県			○	○	○	○	○	○	○	○
		一定規模以上の開発行為における雨水貯留施設等の設置	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		都市機能誘導施設等整備事業における浸水対策の推進	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
	雨水出水（内水）浸水	雨水流出抑制施設や止水板の設置補助【再掲】	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		ため池の洪水時における水位調節【再掲】	流治PJ	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		土砂災害防止対策の推進(がけ地近接等危険住宅移転事業の補助)	国強計	回避	市			○	○	○	○	○	○	○	○
	土砂災害	土砂災害警戒区域等の指定及び標識設置	流治PJ・国強計	回避	県			○	○	○	○	○	○	○	○
		大規模盛土造成地の調査等	国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
	防災情報の充実・ 防災意識の高揚	防災知識の普及と防災意識の高揚	流治PJ・国強計	低減	県・市			○	○	○	○	○	○	○	○
		ハザードマップ・防災マップの作成・配布	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		防災情報の充実（情報伝達手段の強化）	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		一時避難場所・避難所の確保	国強計	低減	市・民間			○	○	○	○	○	○	○	○
		社会福祉施設や保育所等における避難確保計画の作成等	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		消防庁舎の浸水対策工事の実施	流治PJ	回避	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		水道浄水施設等の浸水対策の実施	流治PJ	回避	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		自主防災組織の結成促進及び防災士の育成	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
	自助・共助の推進	災害時非常用備蓄品の整備	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○
		業務継続計画(BCP)の策定及び策定支援の実施	流治PJ・国強計	低減	市			○	○	○	○	○	○	○	○

評価指標		
対策区分	指標	目標値 (目標年次:令和 10 年度)
ハード対策	二級河川の改修延長	L=21.5km
	準用河川・普通河川の改修延長	L=10.2km
	田んぼダムの取り組み面積	A=150.9ha
	森林管理制度による森林整備面積	A=208.0ha
ソフト対策 避難対策等	河川洪水ハザードマップを作製・公表する河川数	N=50 河川
	登録防災士登録数	N=580 名

目標値（K P I）・効果

- 【目標値設定の考え方】
- 計画の進捗管理を行うため、誘導方針と整合した目標値を設定 ※目標年度は全て2040年

目標

- ひと
 - ・ **若い世代（15-39歳）の人口割合を改善**
2040年の予測約40.1千人（17%）→**約47.4千人（20%）に改善**
- まち
 - ・ **まちなか居住区域（都心拠点等）内の人口密度の維持**
46人/ha（2010年） → **46人/ha**
 - ・ **公共交通利用者数（鉄道・バス）の維持**
鉄道）約5.7百万人/年（2017年度）→ **5.7百万人/年**
バス）約3.9百万人/年（2017年度）→ **3.9百万人/年** ※鉄道は年間乗車人員、バスは年間輸送人員
- しごと
 - ・ **子育て世代（25－39歳 女性）の就業率を向上**
約65%（2015年） → **約70%**
 - ・ **宿泊者数（観光交流人口）を向上**
736,388人（2017） → **約100万人** ※目標値は 5 年毎に中間評価を行い、適宜見直しを行う。

効果

- ひと
 - ・ 若い世代の定住者数が増加することで、**将来のいわき市を担う新たな人材が確保**
- まち
 - ・ 人口密度が維持されることで、**非効率な都市活動や生活サービス施設の不合理な撤退を抑制**
 - ・ 過度な自家用車分担率が低減されるとともに、**自家用車の保有台数が低減し、自家用車の保有による年間経費分を他の投資に振り替えることが可能となり、市内の経済が活性化**
- しごと
 - ・ 女性の就業率が向上することで、**新たな労働力を創出し、市内産業へ供給**
 - ・ 市内宿泊者数（観光交流人口）の増加により、**市内での消費額増加に伴うサービス業等の活性化**